

制定：平成15年6月13日
改正：平成16年6月25日
改正：平成22年5月24日
改正：平成24年9月 6日
改正：平成28年5月23日
改正： 2019年4月25日
改正： 2020年9月15日

極微量物質研究会運営規程

一般社団法人 日本環境測定分析協会

(目的)

第1条 この規程は、ダイオキシン類、PCB、POPs等の残留性化学物質（以下、「極微量物質」という。）の測定分析技術の向上、試験方法の改善等の事業を実施する極微量物質研究会（以下、「研究会」という。英文名 Research Group on Ultra Trace Analysis 略称「UTA」）の運営について定めるものである。

(事業)

第2条 研究会は、精度管理と測定分析技術の維持・向上を目指して次の事業を行う。

- (1) 極微量物質に関する調査及び情報・資料の収集並びに提供
- (2) 極微量物質測定分析技術に関する調査及び研究並びにその成果の普及
- (3) 極微量物質測定分析技術に関するクロスチェック等の実施
- (4) その他

(会員)

第3条 研究会の会員は、次のとおりとする。

(1) UTA 正会員

- イ. UTA 正会員A；一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「日環協」という。）の定款に定める正会員（以下、「日環協正会員」という。）であって、計量法第121条の2に定める特定計量証明事業又はISO/IEC 17025 試験所の認定を受けている法人又は団体（以下、「MLAP 機関等」という。）
- ロ. UTA 正会員B；日環協正会員であって、MLAP 機関等ではないが、極微量物質の測定分析技術を有している法人又は団体

(2) UTA 準会員

- イ. UTA 準会員イ；日環協の定款で定める賛助会員イに該当する者であって、極微量物質の測定分析技術に関心を有する者
- ロ. UTA 準会員ロ；日環協の定款で定める賛助会員ロに該当するものであって、極微量物質の測定分析技術に関心を有するもの
- ハ. UTA 準会員ハ；日環協の定款で定める賛助会員ハに該当するものであって、極微量物質の測定分析技術に関心を有するもの
- ニ. UTA 準会員ニ；日環協の定款で定める賛助会員ニに該当する部門であって、極微量物質の測定分析技術に関心を有する部門
- ホ. UTA 準会員ホ；日環協の定款で定める賛助会員ホに該当するものであって、極微量物質の

測定分析技術に関心を有するもの

(入会、会員種類変更及び会費)

- 第4条 研究会に入会することを希望するものは、別に定める入会申込書を研究会に提出し、第6条第2項(1)に定める企画運営WGの審査を受けなければならない。
- 2 会員が種類を変更しようとするときは、別に定める会員種類変更届を研究会に提出し、第6条第2項(1)に定める企画運営WGの審査を受けなければならない。
 - 3 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、別に定めるところにより、日環協の社員総会が決議した会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第5条 会員が退会しようとするときは、研究会に退会届を提出しなければならない。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものと見なす。
 - (1) 法人又は団体が解散又は破産したとき。
 - (2) 日環協会員又は日環協賛助会員でなくなったとき。
 - (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(組織)

- 第6条 研究会は、UTA正会員である法人又は団体に所属する役員・職員又は学識経験者によって構成される委員会により運営するものとして、委員長1名、副委員長若干名及び各作業グループ(以下、「WG」という。)を運営する委員(以下、「委員長等」という。)を置く。
- 2 委員会は、前項における委員について承認を行う。
 - 3 委員会は、次の作業グループ(WG)を設置し、WGの運営に関する事項は別に定める。
 - (1) 企画運営WG
 - (2) クロスチェックWG
 - (3) 技術情報WG
 - (4) 研究開発WG
 - (5) その他必要なWG
 - 4 委員長は、極微量物質の測定分析に関し高度な専門的知識及び技能を有する者であつて、研究会が必要と認める者を、技術顧問として若干名任命することができる。技術顧問は、研究会の運営について委員長等に助言することができ、また、委員長等の要請を受け、委員会に出席することができる。

(任期)

- 第7条 委員長等及び技術顧問の任期は、定款第26条第1項を準用する。
- 2 事故等により委員長等が交替した場合、後任者の任期は前任者の残留期間とする。
 - 3 委員長等の任期が満了した場合、前任者は、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(会計)

- 第8条 研究会の事業を遂行するために必要な費用は、次に掲げるものをもって充てる。
- (1) 会費
 - (2) その他の収入
- 2 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会員の活動)

- 第9条 UTA正会員は、研究会の活動について委員長等に対して意見を表明することができ、第2

条に定める事業に参画することができる。

- 2 UTA 正会員は、第2条の(3)に定めるクロスチェック等に積極的に参加し、極微量物質の測定分析技術の維持・向上に努めるものとする。ただし、測定分析対象物質又は媒体の種別により、当該クロスチェック等に参加できない場合には、他機関が実施する外部精度管理に年に1回以上参加し、その結果を研究会に報告するものとする。
- 3 UTA 準会員は、第2条の(2)に定める「成果の普及」に関する事業に参加することができる。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、日環協の委員会運営規程によるものとする。

(事務局)

第11条 研究会の事務局は、日環協内におく。

- 2 事務局に若干名の事務局員をおく。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月25日から施行する。
- 2 平成22年5月24日に一部改正し、平成22年4月1日から適用する。
- 3 附則2に定める適用日の前日(平成22年3月31日)時点で、本研究会の会員であったものは、改正後の規程第3条に定めるUTA正会員とみなす。
- 4 平成24年9月6日に一部改正し、同日付けで適用する。
- 5 平成28年5月23日に一部改正し、平成28年4月1日に遡及して適用する。
- 6 2019年4月25日に一部改正し、2019年4月1日に遡及して適用する。
- 7 この規程は、2020年9月15日に一部改正し、同日より適用する。